

提出内容

受付番号 : 410040064000 [REDACTED]
提出日時 : 2022年8月30日18時16分

案件番号 : 410040064
「所得税基本通達の制定について」（法令解釈通達）
案件名 : の一部改正(案)（雑所得の例示等）に対する意見公募
手続の実施について
所管省庁・部局名等 : 国税庁課税部個人課税課審理第一係
意見・情報受付開始日時 : 2022年8月1日0時0分
意見・情報受付締切日時 : 2022年8月31日23時59分

郵便番号 : -
住所 :
氏名 : 全国青年税理士連盟 法対策部
連絡先電話番号 : 03-3354-4162
連絡先メールアドレス : [REDACTED]

提出意見 :

今回の通達改正が、形式基準の設定により納税者の予測可能性を確保する目的であることは理解できるものの、現行法上、事業所得と業務に係る雑所得の区分は明確にされておらず、収入金額300万円を一定の基準としてしまうことによって、事業所得であるかどうかが、反復継続性や営利性、自己の責任の下で遂行される業務であるかなどの実質的な基準ではなく、収入金額300万円を超えるか超えないかという形式的な基準で判定されてしまうことになりかねない。

よって、事業所得と業務に係る雑所得の区分は複数の要素を総合的に勘案して判断する必要があることを前提とすると、今回の通達対応は、以下の観点から不充分であり再検討すべきと考える。

1. 「その所得に係る収入金額が300万円を超えない場合には」とあるが、本業であるか副業であるかの判断は収入金額によって明確に区別できるようなものではなく、申告納税制度のもと所得区分を判断するのはあくまでも納税者である。仮に収入金額の基準を設けてしまうと、画一的に本業は主たる所得、副業は主たる所得以外の所得であると認定された上で当該通達を適用されるなど、納税者の認識とは真逆の不利な取扱いとされる恐れもあることから、通達改正で金額に言及することには問題がある。

2. 通達とは行政機関内部の命令文書であり、法令等の解釈を示すものではあるが法律ではない。よって業務に係る雑所得の明確な基準が必要なのであれば、法改正を行うべきである。

3. 「特に反証のない限り」とあるが、「反証」となるものの事例がないため、ど

提出内容

のようなものが「反証」に当たるのかが不明瞭である。通達にこのような不明瞭な文言を加えることは納税者の更なる混乱を招きかねない。

4. 収入金額300万円という基準が設けられた根拠が不明である。根拠が分からぬい金額設定は到底納得できるものではない。

5. 改正後の所得税基本通達の取扱いを令和4年分以後の所得税から適用するのは、納税者にとってあまりにも性急すぎるものであり、納税者の予測可能性が確保されていない。